

(郡山市障害者福祉センター条例の一部改正)

第54条 郡山市障害者福祉センター条例(平成15年郡山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
<p>(使用料の免除)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定管理者が行うセンターの設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>1 施設使用料</p>							<p>(使用料の免除)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>1 施設使用料</p>						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円	研修室	1,000円	1,600円	2,100円	2,400円	3,400円	4,000円
和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	(略)	和室	500円	1,000円	1,600円	1,400円	2,400円	(略)
会議室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円		会議室	500円	1,000円	1,600円	1,400円	2,400円	
調理実習室	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円	調理実習室	1,200円	1,800円	2,300円	2,700円	3,700円	4,500円
作業室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円	作業室	1,000円	1,600円	2,100円	2,400円	3,400円	4,000円
訓練室	2,600円	2,600円	2,600円	5,200円	5,200円	7,800円	訓練室	1,200円	1,800円	2,300円	2,700円	3,700円	4,500円
体育室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円	体育室	2,100円	2,600円	3,100円	4,300円	5,200円	6,600円
備考							備考						
1 体育室において冷房又は暖房の設備(暖房用器具を含む。)を使用							冷房又は暖房の設備(暖房用器具を含む。)を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。						

する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 個人使用料（体育室のみ）

対象	単位	使用料
一般	1人1時間	100円
高校生・学生	1人1時間	60円
中学生以下	1人1時間	40円

備考

1 「高校生・学生」とは高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「中学生以下」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 器具使用料

種別	区分	使用料
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が	1回につき

	<u>1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合</u>	<u>300円</u>
	<u>持込電気器具に表示されている消費電力の合計が</u>	<u>1回につき</u>
	<u>1.5キロワットを超える場合</u>	<u>400円</u>

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。